



## いじめを許さない、見逃さない学校に

### いじめの定義

#### 「いじめ防止対策推進法 第2条」

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

上記の法律で「一定の人的関係にある子から」されたことと書いていますが、物を隠されたり、落書きをされたりなど誰がしたかわからない場合でも、もちろんいじめです。

国立教育政策研究所の調査で、

「仲間はずれ、無視、陰口」を された経験がある……9割

した経験がある……9割 という結果が出ています。

つまり、いじめは「どの子どもにも起こりうる」可能性があるということです。

いじめについて、一番大切なことは、『未然防止（起こらないようにすること）』です。「いじめは人権を侵害する絶対に許されない行為である」ことを忘れないでください。

学校では、道徳教育として命の大切さや人権を尊重することを学んだり、体験活動等を通してよりよい人間関係を構築することを学びます。また、学級活動や生徒会活動などでは自分の意見や考えを交流したり、課題を解決したりしながらコミュニケーションの力を高めます。一人一人が大切にされ、安心して学べる学校をめざしています。

次に大切なことは、『いじめを見逃さない』ことです。そのためにいじめアンケートを年間3回実施します。困ったこと嫌な思いをしたことがあれば、アンケートだけでなく、いつでも相談してください。直接話しにできればマイトレノート・フォーサイトなどに書いてください。

また、火曜日にはスクールカウンセラーの先生が来校し、相談にのってくれます。保護者の方も生徒の皆さんも相談にのっていただけます。

保護者の皆様、お子様の様子がおかしいなと感じたら、どうか学校にお知らせ下さい。

生徒の皆さん、あなたが嫌な思いをしていることがあるなら、一人で抱え込まず、周りの人に相談してください。できれば信頼できる大人に相談してください。

最初にあげた法律では、各学校でいじめ防止基本方針を定めることとなっています。保田中学校でも作成しています（HPに掲載）。いじめは起こらないにこしたことはありませんが、みつけた時には学校職員はもちろん、家庭や関係機関と連携して、解決に向けて全力で取り組んでいきます。